協議第２０号

特別職の職員の身分の取扱いについて

平成１７年３月１２日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会　長　　磯　　良　史

調　整　方　針　（案）
（１）特別職の職員の設置・人数・任用については，法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお，法令等に定めがない場合は，新市において新たに設置するものとする。 （２）特別職の職員の給料及び報酬については，類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。

平成１７年３月１２日確認

参　考（　現　況　等　）

１　常勤の特別職等の状況

区　分	笠　間　市		友　部　町		岩　間　町		根拠法令
	現員	任期・給料月額	現員	任期・給料月額	現員	任期・給料月額	
市町長	１人	平成１４年　５月２９日～ 平成１８年　５月２８日	１人	平成１４年　４月２４日～ 平成１８年　４月２３日	１人	平成１４年　３月２０日～ 平成１８年　３月１９日	地方自治法第 139 条 地方自治法施行令第 1 条の 2
		８５０，０００円		８６０，０００円		８１９，０００円	
助役	１人	平成１３年１０月　１日～ 平成１７年　９月３０日	１人	平成１４年　４月１５日～ 平成１８年　４月１４日	―		地方自治法第 161 条
		６５０，０００円		６６１，０００円		６３７，０００円	
収入役	―		―		１人	平成１４年　４月２３日～ 平成１８年　４月２２日	地方自治法第 168 条
		６２０，０００円		６２１，０００円		６０２，０００円	
教育長	１人	平成１５年　１月２２日～ 平成１９年　１月２１日	１人	平成１６年１１月　１日～ 平成２０年１０月３１日	１人	平成１４年１０月　１日～ 平成１８年　９月３０日	地教法第 16 条 地教法令第 19 条
		６２０，０００円		５９５，０００円		５８５，０００円	

２　議会議員の状況

区　　分		笠間市	友部町	岩間町
報　酬(月額)	議　長	４１０，０００円	３８１，０００円	３３４，０００円
	副議長	３８０，０００円	３４８，０００円	３１２，０００円
	議　員	３６０，０００円	３３３，０００円	３００，０００円

参　考（　現　況　等　）

3　各種行政委員会及び監査委員の状況

区　分	任期		笠間市		友部町		岩間町		根拠法令
			委員数及び報酬		委員数及び報酬		委員数及び報酬		
教育委員会	４年	委員長	１人	月額 45,000 円	１人	月額 32,000 円	１人	月額 26,000 円	地教法第２条 地教法令第１８条
		委　員	４人	月額 40,000 円	４人	月額 29,000 円	４人	月額 24,000 円	
選挙管理委員会	４年	委員長	１人	日額 7,000 円	１人	日額 10,000 円	１人	日額 10,000 円	地方自治法第１８１条 地方自治法施行令第４条
		委　員	３人	日額 6,500 円	３人	日額 8,200 円	３人	日額 8,200 円	
公平委員会	４年	笠間市，西茨城郡公平委員会（笠間市及び西茨城郡内の市町並びに一部事務組合で設置）							地方公務員法第７条 地方自治法施行令第４条
監査委員	４年	識見委員	１人	月額 40,000 円	１人	日額 9,800 円	１人	日額 8,300 円	地方自治法第１９５条
		議会選出	１人	月額 32,000 円	１人	日額 8,700 円	１人	日額 7,100 円	
農業委員会	３年	会　長	１人	年額 410,000 円	１人	月額 45,000 円	１人	月額 40,000 円	農業委員会等に関する法律第３条
		会長代理	１人	年額 380,000 円	１人	月額 42,000 円	１人	月額 37,000 円	
		委　員	13 人	年額 360,000 円	16 人	月額 39,000 円	16 人	月額 35,000 円	
固定資産評価審査委員会	３年	委員長	１人	日額 6,000 円	１人	日額 6,600 円	１人	日額 5,000 円	地方税法第４２３条
		委　員	２人	日額 5,500 円	２人	日額 6,600 円	２人	日額 5,000 円	

＊農業委員会の委員数は選挙による委員の定数。

参　考（現況等）		
4　主なその他の非常勤の特別職		
笠間市	友部町	岩間町
投票管理者	投票所の投票管理者	投票所の投票管理者
投票立会人	投票所の投票立会人	投票所の投票立会人
期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者
期日前投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人
開票管理者	開票管理者	開票管理者
開票立会人	開票立会人	開票立会人
選挙長	選挙長	選挙長
選挙立会人	選挙立会人	選挙立会人
特別職報酬等審議会の委員	男女共同参画プラン策定委員	情報公開審査会委員
男女共同参画審議会の委員	情報公開等審査委員	政治倫理審査会委員
笠間市情報公開審査会の委員	民生委員推せん会の委員	民生委員推薦会委員
笠間市個人情報保護審査会の委員	国民健康保険運営協議会の委員	国民健康保険運営協議会委員
笠間市政治倫理審査会の委員	区長	社会教育委員
固定資産評価員	社会教育委員	公民館運営審議会委員
市民栄誉賞審査委員会の委員	公民館運営審議会委員	体育指導委員
補助金等検討委員会の委員	体育指導委員	スポーツ振興審議会委員
民生委員推薦会の委員	スポーツ振興審議会委員	公民館部長
国民健康保険運営協議会の委員	友部町図書館協議会委員	公民館副部長
区長	防災会議の委員	防災会議委員
社会教育委員	町医	町医
公民館運営審議会の委員	学校医	学校医
体育指導委員	学校歯科医	学校歯科医
スポーツ振興審議会委員	学校薬剤師	学校薬剤師

参　考（現況等）		
図書館協議会委員	介護認定審査会委員	予防接種嘱託医
地区の公民館長	青少年相談員	老人保健事業嘱託医
地区の公民館主事	水道運営審議会の委員	母子保健事業嘱託医
防災会議委員	友部町都市計画審議会委員	学校検診嘱託医
消防団審議会委員	文化財保護審議会委員	学校衛生検査薬剤師
市嘱託医	障害児就学指導委員会委員	青少年相談員
学校嘱託医（内科）	障害児就学指導委員会委員	水道建設及び運営審議会委員
（歯科）	友部町農業後継者結婚相談員	都市計画審議会委員
学校薬剤師	水質監視員	農政活動推進本部員
幼稚園嘱託医（内科）	社会教育指導員	文化財保護審議会委員
（歯科）	友部町健康推進員	障害児就学指導委員会委員
幼稚園薬剤師	徴収嘱託員	障害児就学指導調査員
保育所嘱託医	環境審議会委員	結婚相談員
福祉事務所嘱託医	交通安全指導員	水質浄化監視員
介護保険指定医	総合計画審議会の委員	幼児施設設置協議会委員
笠間地方介護認定審査会の委員	区画整理審議会の委員	社会教育指導員
保健センター嘱託医	区画整理審議会評価員	予防接種健康被害調査委員
訪問歯科保健推進協議会委員	歴史民俗資料館副館長	健康づくり推進委員
青少年センター相談員	スポーツ推進員	行政改革懇談会委員
産業医	青少年問題協議会	英語指導助手
水道料金審議会の委員	自治金融審査委員	徴収嘱託員
都市計画審議会の委員	病害虫防除指導員	交通安全指導隊員
家庭児童相談員	交通安全対策協議会の委員	総合計画審議会委員
農政問題協議会委員	統計調査員	青少年問題協議会委員
文化財保護審議会委員	ホームヘルパー	自治金融審査委員

参　考（ 現 況 等 ）		
障害児就学指導委員	林政指導員	病害虫防除指導員
障害児就学指導調査委員	町史編さん専門委員	交通安全対策審議会の委員
結婚相談員	町史編さん監修者	統計調査員
特別土地保有税審議会の委員	納税組合長	町史編さん専門委員
水質監視員	農業生産班長	町史編さん専門調査員
笠間市立小・中学校通学区域審議会委員	社会人 TT 非常勤講師	町史編さん委員
笠間市幼児施設設置協議会委員	友部学実践パブリックコメント検討委員	教育施設整備委員
社会教育指導員	老人ホーム入所判定委員	生産組合長
教育相談員	次世代育成支援行動計画策定委員	工業開発審議会委員
学校評議員	子育て支援事業協力員	行財政審議会委員
笠間市予防接種健康被害調査委員会委員	交通安全推進員	学校給食センター運営委員
笠間市健康づくり推進協議会委員	心の教室相談員	下水道審議会委員
行政改革推進委員	健康推進員	国庫補助事業再評価委員
外国語指導助手	体験活動ボランティアコーディネーター	ゴルフ場対策協議会委員
教科指導補助員	地域教育力・体験活動推進協議会委員	農業振興地域整備促進協議会委員
適応指導教室指導員	消防団長　等	社会教育推進員
笠間市税徴収指導員		体力づくり推進委員
笠間市税等徴収嘱託員		生涯学習推進委員
笠間市環境審議会委員		消防団長　等
エコフロンティアかさま監視委員会委員		
人権教育推進協議会委員		
笠間市交通安全指導員		
総合計画審議会の委員		
消防団長　等		

参　考（　現　況　等　）

5　常勤特別職及び主な非常勤特別職の取扱い（新設合併の場合）

区　　分	新市発足により各特別職は失職 （平成１８年３月）	新市長の誕生 （５０日以内に選挙）	新市長招集による最初の議会 最初の議会
市町村長	市長職務執行者 （３市町の長が協議により定める）	新市長 任期：４年	
助役	助役不在期間		長が議会の同意を得て選任 任期：４年
収入役	収入役職務代理者		長が議会の同意を得て選任 任期：４年
教育委員会委員	【暫定教育委員会】 市長職務執行者が３市町の委員であった者から５人を選任（教育委員長，教育長の互選）		長が議会の同意を得て任命 定員：５人，任期：２人が４年，１人が３年，１人が２年，１人が１年 ※　委員長は委員のうちから選挙 ※　教育長は委員のうちから任命
選挙管理委員会委員	【暫定選挙管理委員会】 ３市町の委員であった者の互選により選任 （委員長は委員の中から選挙）		議会において選挙 定員４人，任期４年 ※　委員長は委員のうちから選挙
公平委員会委員	公平委員会委員不在期間		長が議会の同意を得て任命 任期：４年
監査委員	監査委員不在期間		識見者：議会の同意を得て選任 議会選出：議員のうちから選任 任期：４年

参　考（　現　況　等　）				
農業委員会委員		※別途「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」において協議		
固定資産評価審査委員会委員		【暫定固定資産評価審査委員会】 市長職務執行者が３市町の委員であった者から選任	→ 新委員が議会で同意されるまでの間，新市長が選任	→ 条例で委員数を定め議会の同意を得て選任

６　関係法令（抜粋）

（１）公職選挙法

⑴一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙⑴

第３３条　１～２　　省略

３　市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第７条第６項の告示による当該市町村の設置の日から５０日以内に行う。

（２）地方自治法施行令

（長の職務を暫定的に行う者）

第１条の２　　普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第１５２条又は第２５２条の１７の８第１項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

２　　前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

３　　第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

参　考（　現　況　等　）

7　先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協　定　内　容
平成１７年２月１日	城　里　町 (23,007 人)	常　北　町 桂　　村 七　会　村	（１）常勤の特別職の身分の取扱いについては，１町２村の長が別に協議して定める。 （２）非常勤の特別職の身分の取扱いについては，それぞれの職の必要性を検討し，合併時までに調整を行なうものとし，新町において新たに委嘱する。
平成１７年３月２２日	坂　東　市 (58,673 人)	岩　井　市 猿　島　町	（１）特別職の職員の設置，人数，任用については，法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお，法令等の定めがない場合は，新市において新たに設置するものとする。 （２）特別職の職員の報酬については，類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。
	稲　敷　市 (51,284 人)	江戸崎町 新利根町 桜　川　村 東　　町	特別職の身分の取扱いについては，４町村の長が別に協議して定めるものとする。
平成１７年３月２８日	筑　西　市 (116,120 人)	下　館　市 関　城　町 明　野　町 協　和　町	（１）特別職の職員の設置・人数・任用については，法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお，法令等の定めがない場合は，新市において新たに設置するものとする。 （２）特別職の職員の報酬については，類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。